

武情審答申第50号  
令和7年10月2日

武藏野市長 小美濃 安弘 殿

武藏野市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 安念潤司

答 申

## 1 審査会の結論

開示請求者が令和6年6月24日付けで行った「武藏野市市税等収滞納関連業務改善支援委託及び武藏野市納税コールセンター（仮称）業務委託企画提案書」の開示請求に対して、武藏野市長（以下「実施機関」という。）が同年8月23日付けで行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

## 2 本件の概要

(1) 実施機関は、市の業務の抜本的な見直しを図る一環として、武藏野市市税等収滞納関連業務改善支援委託及び武藏野市納税コールセンター（仮称）業務委託事業者選定のための指名型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）を実施した。これに対し審査請求人を含む5社が応募し、令和6年3月21日に参加事業者全員に対して審査結果が通知された。

同年6月24日、開示請求者が武藏野市情報公開条例（平成13年3月武藏野市条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、本件プロポーザルに関する審査委員会選考資料及び参加各社の企画提案書の開示を求めたところ、実施機関は同年8月9日付けで、企画提案書を提出した各社に対して条例第16条第1項の規定による意見照会をした。この意見照会に対して、審査請求人は同月21日付けで、自社が提出した企画提案書（以下「本件提案書」という。）にオレンジ色で塗色した箇所（以下「本件非開示要請箇所」という。）の開示に反対する旨の回答をした。

これを受け、実施機関は同月23日付けで、本件プロポーザル参加事業者の事業実績、積算根拠を含む提案価格、営業上のノウハウに関する情報等を非開示とする本件処分を行うとともに、審査請求人に対して条例第16条第3項後段の規定による第三者通知を行ったところ、審査請求人は同年9月6日付けで、本件処分を、本件非開示要請箇所以外を開示する一部開示決定に変更することを求めて審査請求を行った。

実施機関は同日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第2項に基づいて本件処分の執行を停止し、現在に至っている。

(2) 審査請求人が本件処分の変更を求める理由は、おおむね次のとおりである。

### ア 開示請求の適格

情報公開制度は、一般市民の知る権利を保障するために創設された制度であるから、仮

に開示請求者が競業他社である場合は、情報公開を請求する適格を有しない。

イ 開示されると営業活動に影響を与える箇所

本件提案書には、次の3つの区分に属する部分が含まれ、これらが開示されると審査請求人の今後の営業活動に大きな打撃を与え、多大な損害を被らせるおそれがある。

(ア) デザイン、レイアウト、タイトルの付け方、分量を含めた「見せ方」の工夫が表現されている部分

(イ) 同種・類似業務の実績等の情報が記載されている部分

(ウ) 具体的な取組事例が記載されている部分

ウ 営業秘密

本件提案書は、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項の「営業秘密」に該当する。

営業秘密といえるためには、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の3つを満たす必要がある。審査請求人において、本件提案書は作成者、営業部門担当者、部門長及び取締役のみに閲覧及びアクセスが制限され、社外秘として厳重に管理されていることから秘密管理性が認められる。次に、本件提案書は、審査請求人の長年の業務経験から積み上げた業務運営に関するノウハウ及びその表現方法についても長年の考察を重ねて作成されたものであることから有用性も認められる。さらに、本件提案書の内容の一部はホームページ等で公表されているとはいえ、本件提案書そのものが外部に公表されたことはないことから非公知性も認められる。

エ 営業秘密を開示する行為

上記ウのとおり本件提案書は営業秘密に該当することから、その営業秘密を実施機関の判断によって開示する場合は、不正競争防止法第2条第1項第5号に規定する「その取得した営業秘密を開示する行為」に該当する。

(3) 実施機関の本件処分の理由及び理由説明は、おおむね次のとおりである。

ア 開示請求の適格

条例に基づく開示請求者の範囲については、条例第7条において「何人も」と定めており、この「何人も」とは、文字どおり開示請求権者の範囲を限定しないことを意味するものであり、仮に営利目的で開示請求であったとしても排除されない。

イ 開示されると営業活動に影響を与える箇所

審査請求人が非開示を求める上記(2)イ(ア)から(ウ)までの箇所が、次のとおり条例第9条第3号に規定する事業活動情報に当たるとは考えられない。

(ア) デザイン、レイアウト、タイトルの付け方、分量を含めた「見せ方」の工夫が表現されている部分

見出しのフォントや色使い、表のレイアウト等のみをもって、審査請求人の競争上等の地位が客観的に侵害されるおそれがあるとまではいえない。

(イ) 同種・類似業務の実績等の情報が記載されている部分

受託実績の具体的な内容は本件処分においてすでに非開示としており、本件非開示要請箇所には「どの自治体と業務委託契約を締結しているか」が分かる情報は含まれてお

らず、審査請求人の競争上等の地位が客観的に侵害されるおそれがあるとは認められない。

(ウ) 具体的な取組事例が記載されている部分

審査請求人が主張する「審査請求人独自の知見に基づいて得られた情報」に当たると認められる情報は本件処分においてすでに非開示としており、本件非開示要請箇所は本件プロポーザルの実施要領で示している各提案項目の見出しやリード文又はこれらをまとめた目次等であり、審査請求人の競争上等の地位が客観的に侵害されるおそれがあるとは認められない。

ウ 営業秘密

本件プロポーザルの実施要領において、「提出された資料について、武藏野市情報公開条例（平成13年3月23日条例第5号）の対象となるほか、規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある」ことを明記しており、条例の規定に基づき開示される可能性があることを少なからず理解のうえで審査請求人として本件提案書を提出したものと解されることから、本件提案書には秘密管理性が欠けるので、営業秘密には当たらない。

### 3 当審査会の判断

(1) 開示請求の適格

条例第7条の「何人も」という文言は文字どおりに解釈すべきであって、開示請求者の属性、請求の意図・目的等を問わないものであり、これは武藏野市ばかりでなく、国・地方公共団体を問わず、情報公開制度の運用に共通する原則となっている。よって、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 開示されると営業活動に影響を与える箇所

ア 本件処分における非開示部分

本件処分では、本件非開示要請箇所でありながら開示とされた部分（以下「本件非開示要請箇所中開示部分」という。）があるのは事実であるが、そもそも本件処分においては、本件提案書の大部分が非開示とされていることに注意しなければならない。

特に、スライド6/50、9/50、35/50、42/50では、下記イ(ア)の第1順位の標題の表示以外の全ての情報が非開示とされている。また、審査請求人が開示に異議を止めていない部分のほかは、第1順位及び第2順位の標題の表示以外の情報が全て非開示となっているスライドも多数存在する（スライド5/50、7/50、8/50、10/50、13/50、15/50、17/50～22/50、24/50、34/50、36/50、43/50、44/50、46/50～48/50）。本件非開示要請箇所中開示部分は分量的に僅かであり、開示部分だけから競争上有意な情報を得ることは極めて困難である。このことを前提に下記イにおいて、上記2(2)イの審査請求人の主張の当否について検討する。

イ 審査請求人の主張の検討

(ア) デザイン、レイアウト、タイトルの付け方、分量を含めた「見せ方」の工夫が表現されている部分

これについて、本件非開示要請箇所中開示部分に含まれる表示又は文字列ごとに具体

的に検討する。

第一に、項目の標題の類いがある（スライド1/50～5/50、7/50、8/50、10/50～22/50、24/50～34/50、36/50～41/50、43/50～50/50）。これは、一般にある説明用pdf資料における「1 概要」といった表示又は文字列のことである。

本件提案書における項目は、上位から下位に、原則として次表の順序で並べられているが、この原則によらず、例えば、スライド31/50のように「3－3 (4)」の直下に「●」がきて、その下に「①」から「④」までがくることもある。

上位	第1順位	1－1
↓	第2順位	(1)
	第3順位	①
下位	第4順位	●

こうした順位付けは一般的に見られるものであり、格別の特色はない。また、第1順位の項目の標題は全て開示とされており、これについては審査請求人も異議を述べていない。審査請求人は、第2順位以下の項目の標題も開示しないよう求めているが、これらは例えば「(1) はじめに」といった類いのごく一般的な表示又は文字列にすぎない。このことは、本件処分で開示とされた第3順位の項目の標題（スライド2/50、32/50、33/50、37/50～41/50、49/50、50/50）も同様である。

第二に、項目の標題の直下に付されていて、当該項目の概要を説明している箇所がある（スライド1/50～4/50、11/50、16/50、25/50、26/50、30/50～33/50、38/50、45/50、50/50）。しかし、これらも提案書の類いに一般的に見られるものであって、何らかの特色があるわけではない。

第三に、官公庁のウェブサイトで公表されている資料を貼付したものがある（スライド1/50）。しかし、これは何人も容易に閲覧できる情報であり、また、位置や配列に何らかの特色があるとはいえない。

第四に、専門用語又は業界用語に簡単な解説が付されている箇所がある（スライド16/50）。しかし、これはまさに用語解説にすぎず、誰が解説してもこれに近い表現となると推測される。

第五に、本件非開示要請箇所には、表の欄の名称が含まれる（スライド4/50、11/50、13/50、14/50、16/50、25/50～27/50、32/50、38/50、39/50、41/50、49/50）。ここで「表の欄の名称」とは、次のような名簿を作成する場合を例にとれば、「番号」、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「連絡先」の表示又は文字列を指すものとする。

番号	氏名	生年月日	住所	連絡先
1				
2				
3				
4				

しかし、これらの表の構成に特色といえるほどのものがあるわけではなく、したがつ

て、表の一部をなす欄の名称の付し方又は配列に特色があるとはいえない。

第六に、審査請求人は「1－2独自提案」（スライド3/50）について、第1順位の項目の標題以外の全部を非開示とするよう求めているが、その内容は、本件提案書の目次であるにすぎない。また目次中の各項目も、表現や措辞、レイアウト等に多少の相違はある、本件プロポーザルにおける提案であり、実施要領又は仕様書において業務委託の内容のほか、企画提案書の記載項目及び評価基準が明記されている以上、各応募者を通じて似たりよったりのものとならざるを得ず、本件非開示要請箇所中開示部分も、その範囲を出るものではない。

第七に、上記第一から第六まで以外の本件非開示要請箇所中開示部分を見ても、審査請求人のいう「見せ方」に特色があると思われる部分は認められない。

以上の検討の結果、本件非開示要請箇所中開示部分に、「見せ方」の工夫があるため、開示されると審査請求人の今後の営業活動に大きな打撃を与え、多大な損害を被らせるおそれがあるものがあるとは認められない。

(イ) 同種・類似業務の実績等の情報が記載されている部分

スライド26/50の本件非開示要請箇所中開示部分には、審査請求人の受託実績に関する記述が見られるが、項目の標題の直下に付されたごく簡単なものであり、自治体名、業務内容等の具体的な実績等の情報は含まれておらず、抽象的・一般的な宣伝文句にすぎない。

このほか、スライド27/50及び28/50の本件非開示要請箇所中開示部分も、抽象的・一般的な表現や措辞が用いられているにすぎず、審査請求人が主張する「どの自治体と業務委託契約を締結しているか」といった具体的な実績等の情報が記載されているとはいえない。

(ウ) 具体的な取組事例が記載されている部分

本件処分における非開示部分は広範にわたっており、本件非開示要請箇所中開示部分にこれに当たる情報があるとはいえない。

(3) 営業秘密

本件提案書は、審査請求人の社内では秘密として管理されていたかもしれないが、武藏野市に提出される際に、秘密保持契約を締結する等の秘密関係のための措置がなされた形跡はないので、本件においては営業秘密たる性質を失ったといわざるを得ない。

(4) 営業秘密を開示する行為

上記(3)のとおり本件提案書は営業秘密には当たらないといえるが、仮に営業秘密に当たる場合であっても、本件提案書については審査請求人自らが本件プロポーザルに参加する目的で武藏野市に提出したものであり、不正競争防止法第2条第1項第4号に規定する営業秘密不正取得行為は介在していないことは明白であることから、同項第5号に規定する「その取得した営業秘密を開示する行為」に該当しない。

(5) 結論

以上を要するに、開示請求の適格性に問題はなく、かつ、本件非開示要請箇所中開示部分に条例第9条第3号にいう「公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競

争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれるおそれがあると認められる」ものが含まれているとは認められない。また、不正競争防止法第2条第1項の不正競争に該当する事実はない。よって、上記「1 審査会の結論」のように判断する。

#### 4 審査の経過

年月日	審議経過
令和6年11月22日	諮詢
同年12月19日	審査庁より主張書面の收受
同月25日	審査庁より資料の收受
同月26日	審議（第18期第8回審査会）
令和7年1月17日	審査庁より主張書面の收受
同年2月12日	処分庁より理由説明書の收受
同月21日	審議（第18期第9回審査会）
同年4月10日	審査請求人より意見書の收受
同月22日	審査請求人より資料の收受
同月25日	審査請求人より口頭意見陳述の聴取 審議（第18期第10回審査会）
同年6月24日	審議（第18期第11回審査会）
同年8月28日	審議（第18期第12回審査会）
同年10月2日	審議（第18期第13回審査会）

以上